

動物の保護・管理事業「ワンニャンバンク」実施要領

昭和 58 年 4 月 1 日実施
改正 昭和 62 年 9 月 1 日
平成 9 年 4 月 1 日
平成 13 年 12 月 1 日
平成 24 年 12 月 28 日
平成 26 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日

1 目的

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」の趣旨に基づき、動物の正しい飼い方等の指導を行うとともに捨て犬、捨て猫の防止及び無用な繁殖を抑制することにより動物愛護の思想を普及する。同時に犬、猫による生活環境の汚染及び人畜に関する危害防止を図る。

2 事業内容

飼育環境の変化や、犬、猫の繁殖等により、その飼育に苦慮している者及び飼い主のいない猫等を保護している者（提供者）を登録させ、飼育希望者（譲受者）をあっせん紹介する。

3 提供者の条件

（1）提供者の条件は、次のアからケに掲げるとおりとする。

- ア 区内在住者であること。
- イ 自身の管理下で飼養する犬・猫であり、猫の場合は屋内で飼養していること。
- ウ 生後 91 日以上の犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録をしていること。
- エ 犬・猫は、無料譲渡とすること。ただし、譲渡までに要した去勢・不妊手術費用、マイクロチップ装着費用及びワクチン接種費用等の請求については、この限りではない。費用等の請求は、補助金等の助成を受けている金額を除くものとする。
- オ 自身の住所、氏名、電話番号を、譲受者に伝えることに了承すること。
- カ 区のあっせん紹介後、譲受者と誠意をもって譲渡について相談すること。
- キ 登録期間中に、譲渡が成立した場合、又は区のあっせん以外の譲受者と譲渡について相談中の場合は、すみやかに生活衛生課に連絡すること。
- ク 飼育困難にならないよう、今後は去勢・不妊手術等を行い無用な繁殖を防止するとともに、動物を飼育するには経済的・時間的な余裕や適切な飼育環境が必要であることを理解し、新たな動物の飼育を安易に開始しないこと。（飼い主のいない猫等を保護している者を除く。）
- ケ その他、生活衛生課が必要と認める条件。

- (2) 提供者は、前号のアからケに定めるもののほか、犬・猫の譲渡に際し必要な事項を、譲受者との合意の上で別に定めることができる。

4 登録申込方法

前項第1号のアからケを満たす者に限り、次のアからウに掲げる手段でワンニャンバンク登録申込書（別記第1号様式）及び犬・猫の写真を生活衛生課に提出することにより、申し込むことができる。

- ア 生活衛生課窓口へ提出
- イ 郵送
- ウ 電子メール

5 登録方法

- (1) ワンニャンバンク登録申込書の内容に基づき、生活衛生課ホームページ内ワンニャンバンク上に、犬・猫の情報を掲載する。
- (2) 登録期間は、登録日から3か月とする。ただし、登録期間満了の日までに提供者から延長の申し出があれば、登録日から最大6か月まで登録期間を延長することができる。

6 閲覧

生活衛生課ホームページ内ワンニャンバンクで閲覧する。

7 譲受者の条件

- (1) 譲受者の条件は、次のアからサに掲げるとおりとする。
- ア 家族の一員として深い愛情を持ち、正しい飼育管理を行い、他人や生活環境に迷惑をかけず、終生責任を持って飼う事ができる者。
 - イ 動物の飼育にあたり経済的、時間的に余裕のある者であること。
 - ウ 原則、20歳以上60歳未満の者で本人が飼育すること。
 - エ 飼育にあたり同居家族全員の同意が得られていること。また、譲受者がやむを得ず飼育が困難となった場合、原則同居家族のいずれかが動物の飼育を引き受けること。同居家族がない者若しくは同居家族のいずれも動物の飼育を引き受けることができない者は、やむを得ず飼育が困難となった場合に、動物の飼育を引き受ける者がいること。
 - オ 飼育環境の整っている者。（飼育場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼育が認められていること。）
 - カ 去勢・不妊手術、又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
 - キ 犬については、狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射を行うこと。
 - ク 譲受後の病気その他の事故については、譲受者が一切の責任を持って処理すること。

- ケ 自身の住所、氏名、電話番号を、提供者に伝えることに了承すること。
 - コ 区のあっせん紹介後、提供者と誠意をもって譲り受けについて相談すること。
 - サ その他、生活衛生課が必要と認める条件。
- (2) 譲受者は、前号のアからサに定めるもののほか、犬・猫の譲り受けに際し必要な事項を、提供者との合意の上で別に定めることができる。

8 譲受申込

前項第1号のアからサを満たす者に限り、電話又はCRMにて、生活衛生課に申し込むことができる。

9 あっせん紹介

生活衛生課は、譲受者より申込受付後、提供者に電話又は電子メールにて犬・猫の状況について確認し、譲渡が可能な場合は、譲受者に提供者の氏名、電話番号を伝えることによりあっせん紹介する。

10 登録消除

生活衛生課は、次のアからウのいずれかに該当するとき、生活衛生課ホームページ内ワンちゃんバンク上の掲載を取り下げることにより、犬・猫の登録を消除する。

- ア 提供者より譲渡成立の連絡があったとき
- イ 登録期間が満了したとき
- ウ その他取り下げるべき事由が生じたとき

ワンニャンバンク登録申込書

1 確認事項 下の□にレ印を記入してください。

- ☐ ワンニャンバンクホームページ「犬や猫を譲りたい方」
「手続きの流れ」を確認し、記載の内容に同意します。

ホームページ
はこちら ▶



2 登録者の情報

氏 名		電話番号	
住 所	板橋区		

※登録者の情報は、ワンニャンバンクホームページには掲載いたしません。

3 （犬・猫）の情報 犬または猫に○印を記入してください。

種 類				毛 色		
性 別	オス・メス	年 齢	才	か月	仮 名	
そ の 他 の 情 報	去勢・不妊手術	済・未	ひ と こ と	性 格 ・ 特 徴 等		
	マイクロチップ	有・無				
	耳カット（猫のみ）	有・無				
	健康状態	良・持病有				
	持病等がある場合は詳細を記入				条 件	
そ の 他						

※記入欄が不足したときや複数匹申請するときは、別紙（様式なし）にご記入ください。

4 注意事項

登録期間（ホームページ掲載期間）は登録日から3か月です。登録期間の延長を希望する場合は、生活衛生課（☎03-3579-2332）までご連絡ください。譲渡が成立した場合はホームページの掲載を取り下げますので、同様にご連絡ください。

5 提出書類

- ☐ ワンニャンバンク登録申込書（この用紙）
☐ 犬・猫の写真（全身が写っているもの）

生活衛生課記入欄（犬のみ）	
登録番号	
注射済票	